第１号様式（第７条関係）

債権譲渡承諾依頼書

　年　　月　　日

（発注者）立川市長　　　　　　　　　殿

（債権譲渡人）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

（債権譲受人）

所在地

名称

代表者職氏名

（担当者）職・氏名

ＴＥＬ

債権譲渡人が、立川市（以下「市」という。）に対して有する工事請負契約書（市と債権譲渡人との間で締結された　　　　年　　月　　日付けの工事請負契約書）に基づく下記の工事請負代金債権を、「地域建設業経営強化融資制度」（以下「融資制度」という。）を利用するために、債権譲受人と締結した　　　　年　　月　　日付けの債権譲渡契約証書に基づき、債権譲受人に譲渡することにつき、工事請負契約約款第５条第１項但し書に規定する承諾をいただきますよう依頼します。

債権譲受人においては、本譲渡債権を担保として、債権譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約約款第40条に規定する「契約不適合責任」は、債権譲渡人に留保されていることを申し添えます。

記

１　譲渡対象債権

譲渡される債権譲渡人の工事代金債権は、本件請負工事が完成した場合において、工事請負契約約款第30条第２項の検査に合格し引き渡した既済部分に相応する工事請負代金から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第46条第１項の既済部分の検査に合格し引渡した既済部分に相応する工事請負代金から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

（１）工事件名

（２）工事場所

（３）契約締結日　　　　　　年　　月　　日

（４）工期　　　　　　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで

（５）契約金額　　　　金　　　　　　　　円（申請日現在）

（６）支払済前払金額　　金　　　　　　　円

（７）支払済中間前払金額及び部分払金額　　　　金　　　　　　　　円

（８）債権譲渡額　　　　金　　　　　　　円（　　　　年　　月　　日現在見込額）

※（８）＝（５）－（６）－（７）

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、（５）及び（８）の金額は変更契約後の金額とします。この場合、債権譲渡人及び債権譲受人は、速やかに工事代金債権計算書を市に提出します。

２　上記譲渡債権は、債権譲受人の債権譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して債権譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではありません。また、上記工事の工事請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを申し添えます。

３　債権譲渡人及び債権譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為は行いません。

４　債権譲渡人倒産等時の下請企業等の保護に関しては、債権譲渡人及び債権譲受人が責任を持って行い、また、保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、債権譲受人が責任を持って行い、市には一切ご迷惑をおかけいたしません。

５　債権譲受人においては、国土交通省通達等の融資制度に関係する諸規定に従い、本譲渡債権を担保として、債権譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、債権譲渡人の下請企業等に対する適切な支払の確保を図るものとします。

６　融資制度の手続に関し必要な既済部分の確認は、債権譲受人が責任を持って厳正に行います。

７　債権譲渡人及び債権譲受人は、工事請負契約に基づき市が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。

８　債権譲渡の承諾を得た後は、譲渡対象債権の請求は債権譲受人が行い、債権譲渡人は一切の請求を行いません。

９　上記のほか、債権譲渡人は、融資制度に関係する国土交通省通達等及び「立川市地域建設業経営強化融資制度の利用に伴う債権譲渡の承諾に係る取扱い」並びに工事請負契約書の条項等を遵守します。

10　本件に関する債権譲受人の連絡先及び担当者

所属

職・氏名

電話番号